

UCプラチナカード 通信端末・家電安心プラン サービスガイド

- 家電・住宅設備・什器備品修理費用保険 -

必ずご一読の上、保管くださいますよう、お願い申し上げます。

本冊子は「UCプラチナカード」に付帯される家電・住宅設備・什器備品修理費用保険の概要を記載したものです。実際の保険金支払内容については、さくら損害保険株式会社の普通保険約款及び特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。



< 引受保険会社 > さくら損害保険株式会社



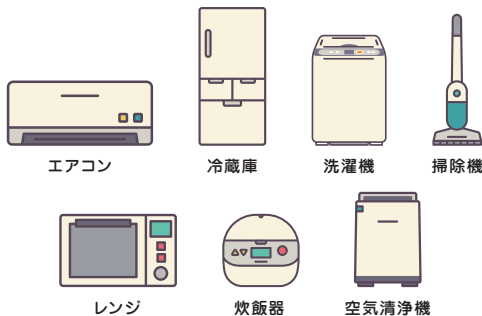
特典

修理費用に対する充実の補償金額

家電・住宅設備・什器備品修理費用保険の手厚い補償

本保険の加入後に損害が発生した場合、損害状況に応じて、1回・1事故の保険金請求につき、下記「保険金額」を上限として保険金をお支払いいたします。

対象機器



本サービスの対象となる対象機器は、以下の種別のうち、以下の条件を満たすものを対象機器とします。

- 会員の住所(利用契約記載の住所をいい、以下「会員住所」といいます。)建物・施設内に収容、設置または使用されている機器で、購入時および本サービス利用契約開始時に、外形上の損傷がなく、正常に動作している機器
- 日本国内で修理可能なメーカーの機器
- 事故発生日を起算日として、5年以内に新品として購入した機器

保険金額

対象機器	修理可能 ^{※1}	修理不能 ^{※2}
エアコン	最大 200,000円 (消費税込み) ^{※3}	最大 200,000円 (消費税込み) ^{※4}
冷蔵庫		
洗濯機		
掃除機		
レンジ		
炊飯器		
空気清浄機		

■家電・住宅設備・什器備品修理費用保険 [引受保険会社: さくら損害保険株式会社]

※1 修理可能とは対象となる機器をメーカー・修理店にて修理した状況を指します。※2 修理不能とは、メーカー・修理店により修理不能と判定された場合を指します。※3 修理可能な場合は、対象機器の修理にかかった実費(消費税込)を保険金額を上限としてお支払します。※4 購入価格を限度として、交換費用をお支払いたします。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができません。同等価格の同等製品を再購入された場合は、その再購入価格を限度として、交換費用をお支払いたします。※5 対象機器の付属品・消耗品(ACアダプター・

保険金の請求方法

保険金の請求手続きに必要な書類は以下のものになります。内容をご確認のうえ、ご準備いただきご請求ください。

請求に必要な書類

請求手続きに必要な主な書類は以下のとおりです。詳細については本冊子5ページ「12 保険金請求にあたり必要な書類」をご確認ください。



損害状況がわかる写真



購入日を証明できる書類
事故発生日を起算日として、
5年以内に新品として購入した機器



メーカーや修理店が発行する
修理レポート



修理費用領収書

注意事項

- 紛失・バッテリー交換、対象機器内のソフトウェア等は対象外です。^{※5}
- 中古製品として購入された機器
- 実費の証明となる領収書には、必ず日付と発行店名が必要です。
- 国内で発売されたメーカー純正品が対象です。^{※6}
- 保険開始日時時点で既に壊れている機器は補償対象外です。^{※7}
- 保険金の請求は保険開始日から可能です。
- 保険金の請求の年間の回数制限はございません。^{※8}

ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・コントローラー・外付けモニター・外部記録媒体等)は保険の対象外になります。※6 対象となる機器は、日本国内で販売されたメーカー(日本国外メーカーを含みます。)純正品となります。※7 保険金の請求可能日は、保険開始日からとなります。また保険開始日より前に起きた事故は対象外となります。※8 保険金額の欄への記載金額は1事故あたりでの金額となります。保険金額の年間上限といった制限はございません。※家電・住宅設備・什器備品修理費用保険は、「UCプラチナカード」の特典となります。

1 本保険の対象者(被保険者)

ユーシーカード株式会社が発行した「UCプラチナカード」の
本会員(以下、本会員といいます。)個人とします。
法人名義口座のご契約の場合は、当該法人の代表者個人とします。

2 補償対象となる家電機器と保険金額

対象機器	修理可能な場合	修理不能な場合
エアコン	<p style="text-align: center;">最大 200,000円 (消費税込み)</p>	<p style="text-align: center;">最大 200,000円 (消費税込み)</p>
冷蔵庫		
洗濯機		
掃除機		
レンジ		
炊飯器		
空気清浄機		

3 対象機器の条件

※下記①～④すべてに該当する必要があります。

- ①被保険者が所有し、本サービスで登録された被保険者の住所建物・施設内に収容、設置または使用されている機器
- ②事故発生日を起算日として、5年以内に新品として購入した機器
- ③日本国内で発売されたメーカーの純正品である機器
- ④日本国内で修理可能であり、かつ、日本国内で購入可能な機器

4 対象機器に該当しないもの

- ①対象機器の付属品・消耗品(ACアダプター・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・コントローラー・外付けモニター・外部記録媒体等)
- ②中古製品として購入された対象機器
- ③対象機器内のソフトウェア
- ④レンタル・リースなど賃借の目的となっている対象機器
- ⑤過去に当該対象となる対象機器のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの)以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされたもの
- ⑥第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である対象機器

5 保険金をお支払いする場合

電氣的・機械的の事故(不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用または機械の稼働に伴って発生した事故)により、保険の対象に損害が生じた場合、保険金をお支払いします。ただし、製品の欠陥・瑕疵、経年劣化、自然の消耗等を除きます。

6 支払限度額

- ①ご契約の保険の対象が修理または有償交換できた場合・・・
修理可能な場合の保険金額(200,000円)を上限として、修理費用の実額をお支払いします。
- ②ご契約の保険の対象が修理不能の場合・・・
修理不能な場合の保険金額(200,000円)を上限として、ご契約の保険対象の購入価格をお支払いします。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができず、同等価格の同等製品を再購入された場合は、その再購入価格を限度として、交換費用をお支払いします。

7 保険金をお支払いしない場合

- [01]被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- [02]被保険者と同居する者、被保険者の親族、法定代理人、被保険者法人の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- [03]偶然な事故により保険の対象に生じた損害(ただし、電氣的・機械的の事故による損害を除きます。)
- [04]地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- [05]風災、雹災、雪災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害
- [06]当社および引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- [07]被保険者が報告した故障・損害を当社および引受保険会社が確認できない場合
- [08]被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- [09]戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
- [10]公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- [11]原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- [12]本サービス利用契約開始日前にまたは利用契約終了日の翌日以降に生じた損害
- [13]すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- [14]自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変質・変色等
- [15]直接であると間接であると問わず、対象機器の欠陥によって生じた損害
- [16]ブラウン管・電球・LED、その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害
- [17]温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
- [18]補償対象機器にかかった修理費用以外の費用(見積り取得に関する送料、機器の送料および費用支払時の事務費用等)
- [19]業務で利用されている機器
- [20]機器購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合(初期不良およびリコール対象となった部位・部品を含みます)
- [21]対象機器を被保険者が自ら製造・制作、改造または修理した場合
- [22]対象機器の修理、清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣
- [23]損害が生じたことによる対象機器の価値の低下による損害
- [24]盗難・紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害およびこれらに起因する使用不能等の間接損害
- [25]ソフトウェアの瑕疵または障害に起因する損害

8 免責金額

保険の対象となる機器に生じた損害について、免責金額(自己負担額)の設定はありません。

9 保険金支払回数(年間上限回数)

年間での回数制限はございません。

10 他の補償との重複

保険の対象となる機器がメーカー保証、またはその他補償制度等により、本契約で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

11 保険金請求にあたり必要な書類

必要書類	修理可能な場合	修理不能な場合
保険金請求書 <small>※WEB申請がご対応頂けない場合</small>	◎	◎
購入日を証明できる書類 <small>※事故発生日を起算日として、5年以内に新品として購入したことを証明できる書類</small>	◎	◎
損害状況がわかる写真	◎	◎
メーカーや修理店が発行する修理レポート <small>※修理内容が証明できるもの</small>	◎	-
修理費用領収書	◎ <small>日付・発行店がわかるもの</small>	-
修理不能に関して発行されるレポート <small>※修理ができないことを証明するもの</small>	-	◎
購入証明書 <small>※対象機器を購入時の価格が記載されている書類。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができず、同等価格の同等製品を再購入された場合は、再購入した証明書</small>	-	◎

< 注記事項 >

- ◎印は原則として必要な書類です。
 - その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
 - 修理可否の判断はメーカー・修理店が行います。
- 保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

12 保険金請求の流れ



保険金請求に関するお問い合わせ

さくら損害保険株式会社 保険金請求窓口



0120-502-720

【受付時間】 10:00 ~ 19:00 (年末年始を除く)

保険金請求WEBサイト

【UCプラチナカード本会員様用】

<https://www.sakura-ins-form.jp/form/67a559392a129>



記載URLまたはQRコードをご利用いただいでのアクセスが可能です。
 ※保険金の請求に必要な書類をご用意ください。

MEMO欄